

役員選任規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第13条第6項の規定に基づき、役員を選任方法に関し、必要な事項を定める。

(役員選挙管理委員会)

第2条 評議員会規程第5条第2項に基づき、組織される役員選挙管理委員会(以下「委員会」という。)は、役員選挙に係る事務を統括する。

2 委員会は、互選された3人以上5人以内の評議員によって構成し、委員長は、委員で互選する。

3 委員会は、役員選挙に係る問題の処理について、評議員会に必要な助言を求めることができる。

(選挙の公示)

第3条 委員会は、役員が選任される総会の150日前までに役員選挙を公示し、立候補者を公募するとともに、地区会に候補者の推薦を依頼する。

2 公示する内容は、次のとおりとする。

- (1) 理事会が定める理事の職務
- (2) 理事会が定める理事及び監事の公募定数
- (3) 役員選挙管理委員会名簿
- (4) その他、委員会が必要と認める事項

(候補者の資格及び要件)

第4条 候補者は、立候補した者又は地区会が推薦した者とする。

2 正会員A、Bに所属する個人及び正会員個人(以下「個人会員」という。)は、候補者になることができる。

3 立候補者は、別紙様式の役員候補者届を委員会に提出しなければならない。

4 地区会は、公募定数以内の者を候補者として推薦することができる。

5 委員会は、地区会が推薦した者に対して別紙様式の役員候補者届によって本人の受諾を確認しなければならない。

6 選挙管理委員が候補者となった場合は、委員を辞任することとし、委員会は、評議員会に対して委員の補充を依頼できるものとする。

(候補者の受付)

第5条 委員会は、前条第3項及び第5項の規定に基づき、提出された役員候補者届を受理する。

2 委員長は、候補者受付の結果を評議員会に報告するものとする。

(候補者の公示)

第6条 委員会は、理事及び監事候補者を選挙公報によって公示するものとする。

(選挙の方法)

第7条 選挙の方法は、次のとおりとする。

- (1) 投票は、郵送により行う。
- (2) 投票権を有する会員は、正会員及び協力会員とする。
- (3) 正会員A、B及び協力会員の代表者が個人会員の場合は、それぞれの投票権を行使できるものとする。
- (4) 選挙は、投票権を有する会員の3分の1以上の投票によって成立するものとする。
- (5) 開票は、会長が委嘱する正会員立会人2人の下に、委員会が行う。
- (6) 投票の有効、無効の判定は、委員会が行う。
- (7) 理事及び監事候補者は、有効投票総数の過半数の得票を得た者のうちで得票数の順に当選者とする。
- (8) 得票数が同数の場合は、抽選により当選者を決定する。
- (9) 有効投票総数の過半数の得票を得た非当選者を補欠者とする。

(10) 候補者数が公募定数以内の場合も投票を行う。

(選任)

第8条 投票結果及び当選者は、総会の承認によって有効とする。

(補充と増員)

第9条 役員を補充又は増員する場合は、補欠者から得票数が多い順に選任する。

(選挙不成立への対応等)

第10条 本規程の定めによる役員選任が困難となった場合、評議員会は対策を講じるものとする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、2023年10月23日から施行する。

附 則

この規程の施行に伴い、役員を選任方法に関する細則は廃止する。

(様式)

年 月 日

役員候補者届

フリガナ

1. 氏 名
2. 役員種別 理事 監事
3. 候補種別 立候補 推薦 (推薦地区会名：北海道 東北 関東
北信越 東海 近畿 中国・四国
九州・沖縄)
4. 会員種別 正会員A 正会員B 正会員個人
5. 所 属
6. ヘルスサイエンス情報専門員の資格
基礎 中級 上級 (取得時期：第_____回申請)
7. 職務経歴
8. 業 績
9. 所 信

備考：全項目に記入してください。記入事項は全て選挙公報に掲載されます。記載された情報は「個人情報保護法」に基づいて取扱い、役員候補資格の確認及び選挙公報以外に使用しません。